

(第2編)

第8章 憲法第18条で認められた権利を制限する捜査方法

第1節 閉鎖場所への立入りと捜索

第545条 法律で明示的に定められた場合および方法を除き、何人もスペイン国民またはスペイン在住の外国人の家に、その同意なしには、立ち入ることはできない。

第546条 訴訟事件を審理する(予審)裁判官または裁判所は、すべての公共の建物および場所への日中または夜間の立入りおよび捜索を、それらがどこの領域であろうと、被疑者、犯罪の物品または道具が、あるいは、帳簿、書類または犯罪の発見および確認に役立つ可能性のある他の目的物がそこに存在する徴候があるとき、命じることができる。

第547条 この節の規定の目的のため、次のものは公共の建物または場所とみなされる：

1. 国、県または(自治)市の公的、軍事的または民事的サービスに使用されるもの。たとえば、そのようなサービスの責任者、または、建物や場所の維持管理者がそこに住んでいる場合でも。
2. 合法か否かを問わないで、会議またはレクリエーション施設として使用されるもの。
3. 第554条の規定に従って個人住宅を構成しないその他の建物または閉じた場所。
4. 国の船舶。

第548条 裁判官は、議会の庁舎に立ち入って捜索するためには、関連する長の許可を要する。

第549条 教会やその他の宗教施設に立ち入って捜索するには、その担当者に予告の伝言をするだけで足る。

第550条 同様に、予審裁判官は、第546条に示される場合で、緊急の必要がある場合には、スペイン国民またはスペインに居住する外国人の住居を構成する建物または閉じた場所あるいはその一部の中への昼夜を問わない立入り・捜索を、常に憲法第6条(*注)の規定に従って利害関係者の事前同意を得て、同意がない場合は、理由付き(裁判官)決定により、命じることができる。この決定は利害関係者に直ちに、または、遅くとも決定が下された後24時間以内に、通知される。

(*)現在のスペイン憲法第18条第2項。

第 551 条 立入り・捜索を行う者によりそれら（立入り・捜索）を許可するよう要求される者が、自己の側で（立入り・捜索に）必要な行為を実行すると、スペイン憲法第 6 条(*)が住居に認めている不可侵性に訴えることなく、その同意を与えたと解される。

第 552 条 捜索実行の際には、利害関係者を必要以上に害しない、また、迷惑をかけないように務めて、無駄な捜索を避けなければならない。また、予審に関係のない場合は、その者の秘密を尊重し、その名誉を傷つけないよう必要なあらゆる保全措置を講じる。

第 553 条 警察官は、拘禁命令がある場合、現行犯で発見される場合、犯人が警察官に接近して追われてなんらかの家に隠れたり避難する場合、または、例外的または緊急の必要がある場合で、第 384 条の 2 で言及される行為に責任がある被疑者に係わるときは、その者が隠れたり避難したりする場所または住居がなんであっても、自らの権限で直ちに人の逮捕に移行できる。また、その機会に、当該場所でなされる捜索に移行し、そこで発見された、また、追求される犯罪に関連する可能性のある物品および器具の占有に移行できる。

前段の規定に従って実施された捜索は、管轄裁判官に、その原因となった理由およびそこから得られた結果を示すとともに、場合によって、特に実行された逮捕に関連して、直ちに報告される。同様に、介入した者や発生した出来事も示される。

第 554 条 前数条のため、次のものは住居とみなされる：

1. 王宮。立入り・捜索時に国王が居住しているかどうかにかかわらず。
2. スペイン人またはスペイン在住の外国人およびその家族の住居として専ら使用される建物または閉じた場所またはその一部。
3. スペインの商船。
4. 法人が告発される場合、(登記上の) 会社住所であろうと支店であろうと、その経営のセンターを構成する物理的空間、または、法人の日常業務に関する、第三者に対して機密情報である文書やその他の媒体が保管されているその他の場所。

(本条の最終改訂。2011 年)

第 555 条 国王が居住する宮殿を捜索するためには、裁判官は国王陛下の上級執事を通じて王室の許可を求める。

第 556 条 捜索時に国王が居住していない王室邸宅では、建物の管理を担当する国王陛下のサービス部長または職員の許可が必要である、または、許可申請時にそれらが不在の場合は、代理をする者の許可が必要となる。

第 557 条 (廃止)

第 558 条 私人宅への立入り・搜索の（裁判官）決定は常に理由付きとなり、裁判官は、その中に、搜索が行われなければならない建物または閉じた場所、搜索が日中のみ行われるかどうか、および、それらを実行する当局または公務員を具体的に表示する。

第 559 条 スペイン政府が認証した外国代表者の住居または事務所として使用される建物への立ち入り・搜索のためには、裁判官は、12 時間以内に回答するよう求める気付公文書(atento oficio)により、その許可を要請する。

第 560 条 この期限が、許可がなされずに、過ぎた場合、または、外国代表者がその許可を拒否した場合、裁判官は恩赦・司法省に電報（これがあれば）を使って直ちに通知する。同省がその裁定を通知するまでは、建物への立入り・搜索を控える、しかし、第 567 条に規定される監視措置が採用される。

第 561 条 外国軍艦では、艦長の許可がない場合は、所属国の大使または大臣の許可で代替される。

（本条の最終改訂。2014 年）

第 562 条 外国領事の住居および事務所には、事前の通告メッセージを送り、スペイン憲法および各種法律に定められた手続きを遵守した上で立ち入ることができる。

第 563 条 建物または閉じた場所が自己の管轄区域内にある場合、予審裁判官は、建物または閉じた場所が位置する区域の治安裁判官に、または、いかなる当局または司法警察官に立入り・搜索を委託できる。立入り・搜索を命じる者が治安裁判官である場合は、また、当該当局または司法警察官に委託できる。

建物または閉じた場所が予審裁判官の領域外にある場合、裁判官は、それらが所在する領域内で同じレベルの裁判官に業務の実行を委託する、その裁判官は、また、当局または司法警察官に業務を委託できる。

第 564 条 第 547 条の第 1 号および第 3 号に含まれる公共の建物または場所が関係する場合、裁判官は同じ地区内のそれらが属する当局または管理者に公文書で通知する。

当局または管理者が公文書で定められた期間内に応答しない場合、立入り・搜索（が処置される）決定は、立入り・搜索が必要な建物または場所の保存または保管担当者

に通知される。

国の船舶が関係する場合、通知は関係する艦長に宛てられる。

第 565 条 建物または場所が第 547 条第 2 号に含まれる場合、通知は会議またはレクリエーション施設の責任者に行なわれ、または、それが不在の場合はその代理者に行われる。

第 566 条 個人の住居への立入り・捜索が必要な場合は、(裁判官) 決定はその個人に通知される。決定の最初の送達時にその者が見つからなかった場合は、その(住居の保存) 責任者に通知される。

責任者が見つからない場合、通知は住居に居る成年に達している他の者に行われる、しかし、このためには利害関係者の家族の一員であることが望ましい。

誰も見つからなかった場合は、この記録が、2 人の近隣者の立会いの下で作成される、これらの者は記録に署名しなければならない。

第 567 条 裁判官が建物や閉じた場所への立入り・捜索を取り決めたときから、被疑者の逃走または犯罪の器具、物品、帳簿、書類またはその他の捜索対象となるべき物の盗難を防ぐために、適切な監視措置が講じられる。

第 568 条 前数条に定められた措置が講じられた後、必要な場合、警察の助力を得て立入り・捜索が行われる。

第 569 条 捜索は、利害関係者またはその者を法的に代理する者の立会いの下で行われる。

利害関係者がいなかった場合、または、馳せ参じることを、または、代理人の任命を希望しなかった場合は、その家族の成年者の立会いの下で行われる。

それもいなかった場合は、同じ地区の住人である二人の証人の立会いの下で行われる。

捜索は、常に、それを許可する裁判所の書記官、または、その代わりにする当番裁判所(*前掲:第 14 条) の書記官の立会いの下で行われる。書記官は、(捜索)結果、手続きとその出来事の調書を作成し、出席者全員が署名する。しかしながら、必要な場合、裁判所書記官は、司法機関組織法に定められた方法により交替できる。

利害関係者、その代理人、家族の者および証人が捜索に立ち会うことに抵抗した場合、当局に対する重大な不服従の罪の犯人に対して刑法が規定する責任が生じる。

捜索される者または対象物が見つからず、また、疑わしい徴候がない場合には、調書の証明書が利害関係人に、その者が請求した場合、発行される。

第 570 条 捜索が個人の住居で行われ、捜索が終わる前にその日が終わってしまう場合、捜索者は、利害関係者またはその代理人(いる場合)に、夜中に継続する許可を請求する。拒否された場合は、第 546 条および第 550 条に規定される場合を除き、犯人の逃走や盗難を防ぐために保全措置が必要であると考えられる場合、捜索を継続しなければならない場所または家具を閉鎖し封印して、手続きは停止される。

また、捜索者は、捜索の建物や場所に居る者に対して、刑法に定められた責任の下で、封印を外したり、錠を壊したり、また、他の者にそうさせたりしてはならないと警告する。

第 571 条 捜索は、継続が不可能な時間のみ一時停止され、一時停止中は第 567 条に規定される監視措置が採用される。

第 572 条 閉じた場所への立入り・捜索の記録には、それを実行した裁判官またはその代理人、および、介入した他のすべての者の氏名、発生した出来事、(捜索)手続きの開始と終了の時刻、および、(捜索)実行順序での捜索報告、同じく、得られた結果が記載される。

第 2 節 帳簿や書類の捜索

第 573 条 被疑者またはその他の者の会計帳簿・書類に対する捜索は、この手続きが訴訟にとって重要な事実または状況の発見または確認につながるという重大な徴候がある場合にのみ命じられる。

第 574 条 裁判官は、予審の結果に必要な場合には、犯罪の道具および物品、また、帳簿、書類またはその他発見された他の物品の押収を命じる。

押収された帳簿や書類には、裁判所書記官が自らの責任において、すべてのページに番号を付け、封印し、イニシャルを記入する。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 575 条 何人も、訴訟事件に関連すると疑われる物品および書類を提示する義務を負う。

それらを保持する者が提示を拒否した場合、125 ペセタから 500 ペセタの罰金で懲戒される。そして、拒否を主張し続けた場合、その物品または書類が重要であり、事件の性質がそれを示唆している場合には、隠蔽者または犯人蔵匿者であると法的に評価できない場合、その者は当局への不服従の罪の犯人として訴追される。

第 576 条 第 552 条および第 569 条の規定は、書類および物品の捜索に適用される。

第 577 条 捜索で発見された物品の押収必要性の決定について専門家によるなんらかの検査が必要な場合は、第 5 章第 7 節に規定される方法で、裁判官によって直ちに取り決められる。

第 578 条 捜索対象であるべき帳簿が公証人の登録原簿である場合には、公証人法 (Ley del Notariado) の規定に従って手続きされる。

所有権登記簿の場合は、抵当法(Ley Hipotecaria)の規定に従う。

身分登記簿または会社登記簿の場合は、これらのサービスに関連する法律および規則の規定に従う。

第3節 書簡および電信の留置および開封

第579条 書簡または電信

① (予審) 裁判官は、被捜査者が送受信するファックス、証明済みファックス(burofax)、郵便為替を含む私信、郵便および電信について、訴訟に関連する何らかの事実または状況の発見または確認をこれらのメディアで得る徴候がある場合、留置、開封または検査を取り決めることができる。ただし、捜査対象が以下の犯罪のいずれかである場合に限る：

1. 少なくとも、禁固3年の上限を持つ刑に処せられる故意の犯罪。
2. 犯罪集団または組織の一員として犯した犯罪。
3. テロ犯罪。

② 裁判官は、理由付き裁定において、最長3月の期間、被捜査者の郵便および電信並びに犯罪目的の実行に使用される通信の監視を取り決めることができる、その期間は、最長18月まで、同じ期間またはそれより短い期間で(繰り返し)延長できる。

③ 緊急の場合で、捜査が、武装集団またはテロ分子の活動に関連する犯罪を調査するために実施され、本条前2項に規定する措置を不可欠とする根拠ある理由があるときは、内務大臣(Ministro del Interior)はその措置を命じることができる、または、その者が欠けている場合は、安全保障担当国務長官(Secretario de Estado de Seguridad)が命じることができる。この措置は、直ちに、そして、いずれにしても、最長24時間以内に、その措置の採用を正当化する理由、実行された行為、実施された方法およびその結果の記録とともに、管轄裁判官に通知される。管轄裁判官は、また、理由付きで、措置が命令された後72時間の最長時間内にそのような行為を取り消す、または、承認する。

④ 以下の場合には裁判所の許可を要しない：

a) 郵便小包。その外観によって、個人の信書を入れるためには使用されておらず、代わりに商品の輸送および運搬に使用されているもの、または、その内容物が外側に示されているもの。

b) 開封通信の法的形式に基づく書簡のその他の形式の通信で、内容を外部に表示することが義務付けられている場合、または、その検査が許可されるという明示的な表示がなされている場合。

c) 検査が、税関規則に従って実施される場合、または、特定の種類の発送物を規制する郵便規則に従って適切である場合。

⑤ (留置・開封) 申請および申請された措置に関連するその後の(訴訟)行為は、訴訟事件の秘密が明示的に取り決められる必要はなく、別個の秘密案件で審理される。

(本条の最終改訂。2015年)

第579条の2 別の訴訟手続きおよび偶然の発見で得られた情報の使用。

① 書簡および電信の留置・開封の結果は、別の刑事裁判における捜査または証拠の手段として使用できる。

② このために、途中で(書簡等を)奪取する正当性の証明に必要な一件問題の公証謄本(発行)が申し立てられる。いずれにしても、(書簡および電信の留置・開封措置の)採用を求める最初の申請、採用を取り決めた裁判所裁定、および、元の訴訟手続きでなされた延長のすべての請求と裁判所裁定は、必須の(事件)背景(説明)の中に含まれる(???)。

③ 偶然発見された犯罪の捜査のためにこの(書簡および電信の留置・開封)措置を継続するには、管轄裁判官の許可が必要となる。その(許可の)ために、裁判官は訴訟記録を確認する、その際、偶然の発見がなされたところの枠組みと、その時点でそれを含める措置の申請不可能性を評価する。さらに、当該手続きが引き続き秘密と宣言され続けられるかどうかを、他の刑事手続きにおいてかかる宣言が尊重されるために、確認する、その際、当該秘密が解除される時点を通知する。

(本条の新設。2015年)

第580条 第563条および第564条の規定は、書簡の留置に適用される。

この留置の実行は、郵便・電信管理者(Administrador de Correos y Telégrafos)または書簡が発見されるべき局の長に委託できる。

第581条 留置を行った従業員は、留置した書簡を直ちに訴訟事件の予審裁判官に送付する。

第582条 裁判官は、また、訴訟の事実の解明に貢献できる場合には、電報局にそれが送信した電報のコピーを提供するよう命令できる。

第583条 書簡の留置・搜索を、または、送信された電報のコピーの引渡しを取り決める理由付き決定では、留置または搜索されなければならない書簡は、あるいは、そのコピーが引き渡されなければならない電報は、それらを発した者を指定する方法により、または、他の同様な具体的状況により、特定される。

第584条 利害関係者は、郵便書簡の開封・搜索に呼び出される。この者(自身)、または、この者によって任命された者は、作業に立ち会うことができる。

第585条 被疑者が不出廷の場合、または、開封のために呼び出されて、立ち会いたくない、または、自分の名前ですらうするために人を任命したくない場合でも、予

審裁判官は当該書簡の開封を進める。

第 586 条 この作業は、裁判官自身が書簡を開封して実行される、そして、それを読んだ後、保持する必要があると考える訴訟の事実と言及した書簡を分ける。

この書簡の封筒とページは、裁判官自身が、書簡がもたらす他の捜査手続きの実行のために必要なメモをとった後、裁判所書記官によってイニシャルを記入され、裁判所の印鑑で封印される。その後、これらはすべて別の封筒に納められ、(封筒に)必要な見出しが付けられて、予審手続き中、裁判所書記官の責任で保管される。

この封書は、事前に利害関係者を呼出して、裁判官が必要と判断する限り何度でも開くことができる。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 587 条 訴訟事件に関係のない書簡は、直ちに被疑者またはその代理人に引き渡される。

被疑者が不出廷の場合、その家族の成年である一員に閉じた状態で引き渡される。

被疑者の親族が誰も判明しない場合、当該書簡は、本条の規定に従って、引渡しができる者が現れるまで、裁判所書記官の責任において、閉じた状態で保管される。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 588 条 書簡の開封は裁判所記録に記載され、そこには開封で起こったすべてのことが記録される。

この裁判所記録には、予審裁判官、書記官およびその他の立会い者が署名する。

第 4 節 電話およびインターネット通信の傍受、電子機器を使用する口頭通信の受信・録音、画像取得および追跡・位置特定の技術的装置の使用、大容量データ記憶装置の検索およびコンピュータ機器の遠隔検索に関する共同規定

第 588 条の 2 の a 基本原則。

① 訴訟事件の予審実行中、本節に規定される捜査措置のいずれかを、その措置の特殊性、適切性、例外性、必要性および比例性の各原則に完全に従って下される裁判所許可が介在する場合、取り決めることができる。

② 特殊性の原則は、ある(捜査)措置がある具体的犯罪の捜査に関連していることを要求する。客観的根拠なくして犯罪を予防する、または、発見する、あるいは、嫌疑を払拭することを目的とする技術的捜査措置は許可できない。

③ 適切性の原則は、措置の客観的および主観的な範囲並びに期間を、その有用性によって、定めるのに役立つ。

④ 例外性および必要性の原則の適用において、次の場合、措置を取り決めることができる：

a) 被捜査者または被疑者(encausado)の基本的権利に対してより負担が少なく、また、事実の解明に同等に役立つ他の措置が、捜査の性質上、(捜査で)利用できない場合、または、

b) この措置に頼らなければ、捜査される事実の発見または確認、その犯人の特定、その居場所または犯罪物品の所在確認が著しく困難である場合。

⑤ 本節に規定される捜査措置は、事件のあらゆる状況を考慮して、影響を受ける権利および利益の犠牲が、その適用で公益および第三者の利益のために生じる有用性を超えない場合にのみ比例的であるとみなされる。対立する利益を比較検討するため、公益の評価は、(犯罪)行為の重大性、その社会的重要性または(犯罪)生産物の技術的範囲、存在する徴候の強度、および、権利の制限とともに追求される結果の重要性に基づく。

(本条の新設。2015年)

第588条の2のb 裁判所許可の申請。

① (予審)裁判官は、職権で、もしくは、検察庁または司法警察の請求で、本節に規定される(捜査)措置を取り決めることができる。

② 検察庁または司法警察が技術的捜査措置を予審裁判官に申請する場合、申請書には次の内容を含める必要がある：

1. 捜査対象行為の説明と被捜査者の身元、または、措置によって影響を受けるその他の者の身元、ただし、このデータがわかっている場合に限る。

2. 第588条の2のaに規定される基本原則に従った(捜査)措置の必要性を正当化する理由の詳細な説明、および、介入行為の許可申請前の捜査中に明らかになった犯罪性の徴候。

3. 被捜査者または被疑者の識別データ、および、場合によって、措置の執行を可能にするために使用される通信手段のデータ。

4. 措置の範囲およびその内容の明細。

5. 介入を担当する司法警察の捜査部門。

6. 措置の行使方法。

7. 求められる措置の期間。

8. わかっている場合は、措置を実行する責任者。

(本条の新設。2015年)

第588条の2のc 裁判所の裁定

① 予審裁判官は、検察庁の意見を聞いて、理由付き決定を通して、申請された措置を認可または拒否する。この裁定は申請後最長24時間以内に下される。

② (予審)裁判官は、前数条規定の要件のいずれかの遵守について裁定するために必要な場合、前項で言及される期間を中断して、申請条件の拡張または明確化を要求できる。

③ 措置を認可する裁判所裁定は、少なくとも以下の事項を特定する：

- a) 措置の根拠となる合理的徴候の表示を伴った捜査の目的である処罰対象行為およびその法的評価。
- b) 被捜査者およびその措置によって影響を受けるその他の者の身元（わかっている場合）。
- c) 介入措置の範囲。その範囲と第 588 条の 2 の a に規定される基本原則の遵守に関する動機づけを説明する。
- d) 介入を担当する司法警察の捜査部門。
- e) 措置の期間。
- f) 申請者が措置の結果について裁判官に報告する方法と頻度。
- g) 措置で追求される目的。
- h) 判明している場合は、措置を実行する責任者。必要に応じて、不服従の罪に陥る警告の下で、協力および秘密保持義務を明示する。

（本条の新設。2015 年）

第 588 条の 2 の d 秘密

（措置の）申請および申請された措置に関連するその後の行為は、訴訟事件の秘密性を明示的に取り決める必要はなく、別個かつ秘密案件 (*pieza separada y secreta*) で審理される。

（本条の新設。2015 年）

第 588 条の 2 の e 期間。

- ① 本節で規定される措置には、それぞれに定められる期間が設けられ、事実を明らかにするために必要な期間を超えることはできない。
- ② 措置は、管轄裁判官により、職権で、または、申請者からの合理的な要求の後、理由付き決定を通して、措置の原因を引き起こした理由が存続する場合、延長され得る。
- ③ 措置に与えられた期限が経過し、延長が取り決められない場合、または、場合によって、延長が終了すると、措置はあらゆる効果で終了する。

（本条の新設。2015 年）

第 588 条の 2 の f 延長申請。

- ① 延長申請は、認められた期間が切れる充分前に、検察庁または司法警察によって管轄裁判官に対してなされる。いずれにしても、以下を記載する必要がある：
 - a) 措置の結果の詳細な報告。
 - b) 措置の継続を正当化する理由。

② 裁判官は、申請書の提出後2日以内に、理由付き決定を通して、措置の終了または延長を裁定する。裁定を下す前に、説明またはさらなる情報を要求できる。

③ 延長が認められると、その（新しい期間の）カウントは取り決められた措置の期間の満了日から開始する。

（本条の新設。2015年）

第588条の2のg 措置の管理。

司法警察は、裁判官が決定した方法と頻度で、また、いずれにしても、何らかの理由で措置が終了する場合には、措置の展開と結果を予審裁判官に通知する。

（本条の新設。2015年）

第588条の2のh 第三者への影響。

次数節で規定される捜査措置は、事件において第三者に影響を与える場合でも、措置の特定の条項で規定される条件の下で取り決めることができる。

（本条の新設。2015年）

第588条の2のi 別の訴訟手続きや偶然の発見で得られた情報の使用。

別の訴訟手続きおよび偶然の発見で得られた情報の使用は、第579条の2の規定に従って規制される。

（本条の新設。2015年）

第588条の2のj 措置の終了。

裁判官は、その（措置の）採用を正当化する状況が消滅するとき、措置を通して期待された結果を達成していないことが明らかになるとき、そして、いずれにしても、認可された期間が経過したときには、措置の終了を取り決める。

（本条の新設。2015年）

第588条の2のk 記録の破壊。

① （刑事）訴訟が確定裁定を通して終了すると、措置の実行で使用された電子・コンピュータシステム上に存在する可能性のある元の記録の削除および消去が命令される。コピーが裁判所書記官の管理の下で保存される。

② 保存されたコピーの破棄は、刑が執行されて5年が経過したとき、もしくは、犯罪または刑が時効にかかったとき、または、訴訟の終局的取り止めが下されたとき、または、被捜査者に関して確定無罪判決が下されたときに、裁判所の判断で保存する必要がない場合、取り決められる。

③ 裁判所は、司法警察に、それが前2項に規定された破壊を実行するために、適宜な命令を下す。

(本条の新設。2015年)

第5節 電話およびインターネット通信の傍受

第1款 一般規定

第588条の3のa 前提。

電話およびインターネット通信を傍受する許可は、捜査目的が本法第579条第1項で言及される犯罪の1つである場合、あるいは、コンピューター機器またはその他の情報技術、通信技術または通信サービス技術を使用して行われた犯罪である場合にのみ付与される。

(本条の新設。2015年)

第588条の3のb 範囲。

① 傍受の対象となる端末または通信手段は、被捜査者が常用または時々使用するものでなければならない。

② 司法上取り決められる傍受は、通信の内容および電子トラフィックデータまたは通信プロセスに関連する電子データへのアクセスを許可できる。同じく、特定の通信が確立されるか否かに関係なく生成されるデータ（そこに被捜査者が送信者であるかどうかに関係なく参加している）へのアクセスを許可できる。また、被捜査者が所有または使用する端末や通信手段に影響を与えることができる。

また、被害者の生命や身体に対する重大な危険が予見できる場合には、被害者の端末や通信手段を傍受できる。

本条規定のため、電子通信ネットワークを通過する通信の結果として、ユーザーが利用できるようになった結果として、および、同様な性質のインターネット情報または通信のサービス提供の結果として作成されたすべてのデータは、電子トラフィックデータまたは（通信プロセスに）関連する電子データとみなされる。

(本条の新設。2015年)

第588条の3のc 第三者への影響。

以下の場合には、第三者に属する端末またはインターネット通信メディアから発信される通信の司法介入を取り決めることができる：

1. 被捜査者が情報の送受信のためその第三者を利用しているという証拠がある、または、
2. 所有者が、被捜査者に、その（被捜査）者の違法な目的のため、または、その者の活動から利益を得るため、協力している。

このような介入は、捜査対象のデバイスが、その所有者の知らないうちに、インターネットの方途で第三者によって悪意を持って使用される場合にも許可できる。

(本条の新設。2015年)

第 588 条の 3 の d 裁判所許可の申請。

① 裁判所許可の申請は、第 588 条の 2 の b に記載される要件とは別に、次の事項を含まなければならない：

- a) 加入者番号、端末または技術ラベル(etiqueta técnica、(* IMSI 番号や IMEI 番号など))の特定、
- b) 介入の対象となる接続の特定、または、
- c) 問題の電気通信手段を特定するために必要なデータ。

② 措置の範囲を決定するために、裁判所許可の申請は、次のいずれかの事項を目的とすることができる：

- a) (措置が) 影響を与える通信の方法またはタイプを示しての、通信内容の記録および録音。
- b) 通信が行われた時点での、その発信元または宛先を知ること。
- c) 通信の発信元または宛先の地理的位置。
- d) 通信に付加価値をもたらす他の関連または非関連トラフィックデータを知ること。この場合、申請は取得されるべき具体的データを特定する。

③ 緊急の場合で、武装集団またはテロ分子の活動に関連する犯罪の調査のために捜査が実施され、本条前 2 項に規定する措置を不可欠とする根拠ある理由があるときは、内務大臣、または、それがいない場合は、安全保障担当国務長官がその措置を命じることができる。この措置は、直ちに、そしていかなる場合でも、最長 24 時間以内に、その措置の採用を正当化する理由、実行された行為、実施された方法およびその結果の記録とともに、管轄裁判官に通知される。管轄裁判官は、これも理由付き裁定で、措置が(内務大臣等により) 取り決められた後最長 72 時間内にそのような行為を取り消すか承認する。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 3 の e 協力義務。

① すべての電気通信サービスプロバイダー、電気通信ネットワークへのアクセスプロバイダーまたは情報社会サービスプロバイダー、および、電話またはその他のメディアあるいは論理的または仮想のインターネット通信システムを介した通信の提供に何らかの形で貢献するすべての者は、電気通信傍受の(裁判官/裁判所) 決定の履行を促進するために必要な支援と協力を、裁判官、検察庁、および措置の実行のため任命された司法警察官に提供する義務を負う。

② 協力提供を要請された者は、当局から要請された活動について秘密を守る義務を負う。

③ 上記の義務を履行しない義務者は、不服従罪に該当する。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 3 の f 措置の管理。

第 588 条の 2 の g の規定の履行において、司法警察は、(裁判官が) 関心があると考え (会話の) 数節の転写および作成された完全な録音を、裁判官が定める頻度で、および、種々のデジタルメディアで裁判官が利用できるようにする。録音のそれぞれの発信元と宛先が示され、高度な印鑑または電子署名システム、または、十分に信頼できる認証システムを使用して、メインフレームコンピュータから通信が録音されるところのデジタル媒体に流れる情報の真正さおよび完全性が保証される。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 3 の g 期間。

裁判所許可の日からカウントされる傍受の最初の最大期間は 3 月であり、同じ長さで繰り返されて最大 18 月まで延長できる。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 3 の h 延長申請。

延長申請の根拠として、司法警察は、必要に応じて、措置の維持について (裁判官が) 判断を下せるよう、重要な情報が引き出される会話の数節の転写を提供する。

裁定を下す前に、裁判官は傍受された会話の全内容を含んで、説明またはさらなる情報を要求できる。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 3 の I 当事者の録音へのアクセス。

① 秘密保持が解除され、傍受措置の期間が終了すると、作成された録音と転写のコピーが当事者に引き渡される。録音に個人の私生活の側面に言及するデータが含まれている場合、その側面に言及していない部分の録音・転写のみが引き渡される。引き渡される転写には録音全体が含まれないことが明示的に記載される。

② 録音が検査されると、(予審) 裁判官が設定した期間内に、録音媒体に含まれる情報量を考慮して、当事者のいずれも、重要であると判断する除外されている通信をコピーへ含めるよう要求できる。予審裁判官は、それらの通信を自身で聞き、または、調べて、それらを訴訟から除外するか組み込むかについて判断する。

③ 予審裁判官は、傍受実施の事実を、傍受された通信を行なった者に通知し、また、それらの者が影響を受けた具体的通信について通知する。ただし、それが不可能な場合、多大の労力を要する場合、または、今後の捜査を害する場合を除く。通知を受けた者が要求した場合、他人のプライバシー権に影響を及ぼさない限り、または、その枠組み内で傍受措置が採用されたところの訴訟手続きの目的に反しない限り、かかる通信の録音または転写のコピーがその者に引き渡される。

(本条の新設。2015 年)

第 2 款 通信トラフィックの電子データまたは関連データの訴訟手続きへの組み込み

第588条の3のj サービスプロバイダーのコンピュータ化されたファイルに保持されるデータ。

① サービスプロバイダーまたは電子通信に関連するデータの保持に関する法律に従って通信を提供する者が保持する電子データ、または、商業上の理由またはその他の種類の理由のため自己の主動により保持される通信プロセスに関連付けられている電子データは、裁判所の許可で訴訟手続きに組み込むためだけに提供を受けることができる。

② それらのデータを知ることが捜査に不可欠である場合、管轄裁判官に、サービスプロバイダーのコンピュータ化されたファイルに存する情報を収集する許可を求める。これには、データのインテリジェント検索または横断検索 (búsqueda entrecruzada) が含まれる。ただし、知るべきデータの性質およびその提供を正当化する理由を明確にする。

(本条の新設。2015年)

第3款 ユーザー、端末および接続デバイスの識別に必要なデータへのアクセス

第588条の3のk IPアドレスによる識別。

インターネット上で行われる犯罪の防止および発見の機能行使において、司法警察官が、なんらかの犯罪を行うために使用されているが、関連する機器や接続デバイスの識別情報および位置情報を、そして、ユーザーの個人識別データを明らかにしないIPアドレスにアクセスできた場合、その者は予審裁判官に、第588条の3のeに従って、協力義務の対象となるエージェントに端末または接続デバイスの識別および位置特定、並びに、容疑者の識別を可能にするデータの提供を請求するよう要請する。

(本条の新設。2015年)

第588条の3の1 装置またはそのコンポーネントの識別コードの獲得による端末の識別。

① 捜査の枠組み内で特定の加入者番号を入手することができず、これが捜査の目的にとって不可欠である場合、司法警察官は、電気通信装置またはそのコンポーネントの識別コードまたは技術ラベル (IMS I 番号やIMEI 番号など) を知ることができる技術的装置を使用できる、また、一般に、テクノロジーの状態に従って、電気通信ネットワークにアクセスするために使用される通信装置またはカードを識別するのに適したその他の技術的手段を使用できる。

② 装置またはそのコンポーネントの識別を可能にするコードを取得したら、司法警察官は、第588条の3のdに規定される条件に基づいて通信傍受を管轄裁判官に申請できる。申請では、前項で言及される装置の使用を管轄裁判所に知らせなければならない。

裁判所は、第588条の2のcに規定される期間内に、傍受の申請を許可するか拒否するかの理由付き裁定を下す。

(本条の新設。2015年)

第 588 条の 3 の m 所有者、端末または接続デバイスの識別。

検察庁または司法警察が職務を遂行する際に、電話番号またはその他の通信手段の所有者を知る必要があるとき、または、逆の意味で、電話番号またはいかなる通信手段の識別データを必要とするときは、その要請に答える義務がある電気通信サービス、電気通信ネットワークへのアクセスサービスまたは情報社会サービス（*SNS）のプロバイダーに、不服従の罪に陥るとの警告の下で、直接請求することができる。

（本条の新設。2015 年）

第 6 節 電子機器を使用した口頭通信の獲得および録音

第 588 条の 4 の a 直接口頭通信の録音。

① 被捜査者が行っている直接口頭通信の傍受および録音が可能な電子機器の、公道またはその他のオープンスペース、その者の住居内またはその他の閉じた場所への設置・使用を許可できる。

聴取・録音装置は、住居または閉じた場所の外側および内側に設置できる。

② 住居、または、プライバシーの行使に使用されるスペースのなんらかに立ち入る必要がある場合、許可裁定は、そのような場所へのアクセスの適正性の理由を示さなければならない。

③ 私的な会話の聴取・録音を、画像の取得で、それを取り決める司法上の裁定が明示的に許可する場合、補足することができる。

（本条の新設。2015 年）

第 588 条の 4 の b 前提。

① 前条で言及される装置の使用は、被捜査者と他の者たちとの 1 回または数回の具体的出会いの中で発生する可能性がある通信であって、その（通信の）予見性について捜査により明らかになった徴候がある通信に関連しなければならない。

② 以下の要件が満たされる場合にのみ許可される：

a) 捜査されている事実が次の犯罪のいずれかを構成すること：

1. 少なくとも、禁固 3 年の上限を持つ刑に処せられる故意の犯罪。
2. 犯罪集団または組織の一員として犯した犯罪。
3. テロ犯罪。

b) 装置の使用により、事実の解明と犯人特定の証拠となる基本的また重要なデータが提供されることが合理的に予見できること。

（本条の新設。2015 年）

第 588 条の 4 の c 司法裁定の内容。

この措置を許可する司法裁定には、第 588 条の 2 の c に規定される要件とは別に、監視の対象となる場所または付属建物、同じく、被捜査者の出会いについての具体的な記述が含まれなければならない。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 4 の d 措置の管理。

第 588 条の 2 の g の規定の履行において、司法警察は、元の媒体または録音および画像の真正な電子コピーを司法当局の処分に置く。コピーには、興味深いと思われる会話の転写が添付されなければならない。

報告書は、この措置の実施と続行に参加したすべての警察官を特定する。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 4 の e 終了。

第 588 条の 2 の j に規定されるいずれかの理由により措置が終了した場合、他の出会い時に行われる可能性のある会話の録音、または、そのような瞬間の画像の獲得には、新たな裁判所許可が必要になる。

(本条の新設。2015 年)

第 7 節 画像取得および追跡・位置特定の技術的装置の使用

第 588 条の 5 の a 公共の場所またはスペースでの画像取得。

① 司法警察は、被捜査者の身元確認を容易にするために、犯罪の道具または物品の所在を特定するために、または、事実を明らかにする重要なデータを取得するために必要な場合、公共の場所またはスペースにいる被捜査者の画像をあらゆる技術的手段により取得および録画できる。

② 当該措置は、被捜査者以外の者に影響を与える場合であっても、そうしないと監視の有用性が著しく低下する場合、または、当該者と被捜査者および捜査の対象事実との関係を示す根拠ある徴候がある場合には、実施できる。

(本条の新設。2015 年)

第 588 条の 5 の b 追跡・位置特定の技術的装置または手段の使用。

① 必要性の理由が証明されており、かつ、措置が妥当である場合、管轄裁判官は追跡・位置特定の技術的装置または手段の使用を許可できる。

② 許可では、使用される技術的手段を指定しなければならない。

③ 第 588 条の 3 の e で言及されるプロバイダー、エージェントおよび人物は、裁判官、検察庁および措置の実行を指定された司法警察官に、追跡を命じる（裁判官／裁判所）決定の履行を容易にするために必要な援助および協力を与える義務を、不服従の罪に陥る警告の下で、負う。

④ 追跡・位置特定の技術的装置または手段が直ちに設置されなければ捜査が妨害されるのではないかとの合理的に懸念させる緊急の理由がある場合、司法警察はその設置を開始できる、その際、その旨を可能な限り直ちに、いかなる場合でも最長24時間以内に司法当局に報告する。司法当局は同じ期間内に講じられた措置を追認するか、即時停止を取り決めることができる。後者の場合、設置された装置により取得された情報は訴訟で効力を欠く。

(本条の新設。2015年)

第588条の5のc 措置の期間。

① 前条に規定される追跡・位置特定のための技術的装置の使用措置は、その許可日から最長3月となる。例外的に、この措置によって得られた結果に照らして正当化される場合、裁判官は最長18月まで同じ期間またはより短い期間の継続的延長を取り決めることができる。

② 司法警察は、裁判官が要求する場合、および、いずれにしても捜査が終了した場合、収集された情報を含む元の媒体または真正な電子コピーを裁判官に引き渡す。

③ 前数条で言及される追跡・位置特定の技術的装置を使用して取得された情報は、その不当な使用を防ぐために適切に保管されなければならない。

(本条の新設。2015年)

第8節 大容量情報記憶装置の搜索

第588条の6のa 個別の動機付けの必要性。

① ある家宅搜索の実行の機会、コンピュータ、電話通信機器、インターネット通信機器または大容量デジタル情報記憶装置、あるいは、インターネットデータウェアハウスへのアクセスが押収されることが予見される場合、予審裁判官の裁定は、その論証を、場合によって、権限を与えられた警察官(agentes)がそのような装置に含まれる情報へアクセスすることを適法化する理由の正当化に拡張しなければならない。

② 家宅搜索手続きの進行中に実行される前項が言及する装置のなんらかの単純な押収は、そのコンテンツへのアクセスを正当化しない。ただし、当該アクセスを管轄裁判官が事後に許可できることを害しない。

(本条の新設。2015年)

第588条の6のb 被捜査者の住居外で押収された電子機器の情報へのアクセス。

前条第1項に規定される要件は、また、コンピューター、通信機器、大容量データ記憶装置、または、インターネットデータウェアハウスへのアクセスが、家宅搜索とは独立に押収される場合に適用される。このような場合、警察官はそのような物品の押収を裁判官に知らせる。裁判官がそのコンテンツに含まれる情報へのアクセスが不可欠であると判断する場合、関連する許可を与える。

(本条の新設。2015年)

第 588 条の 6 の c 裁判所の許可。

① 本款が言及する装置に含まれる情報へのアクセスを許可する予審裁判官の裁定では、捜査の条件と範囲が設定される。また、コンピューターデータのコピーの作成を認めることができる。また、場合によって、専門家が意見表明できるよう、データの完全性とその保存の保証を確保するために必要な条件を設定する。

② コンピューターデータまたはファイルを収納する物理媒体の押収は、その権利者または所有者に重大な害を及ぼす可能性があり、データの真正さと完全性が保証される条件の下でそれらのコピーの取得が可能である場合には回避される。ただし、それらが犯罪の目的または手段を構成する場合、または、押収を正当化する他の理由がある場合を除く。

③ 本節の規定に従って、捜索実行者、または、情報システムまたはその一部にアクセスする者が探しているデータが別のコンピュータシステムに、または、その一部に、保存されていると考える根拠ある理由を持つ場合、データが（捜索）開始システムを介して合法的にアクセスできるか、データがこの（システムの）ために利用可能である場合、捜索を拡張できる。この捜索の拡張は、最初の（許可）裁定で既に許可されている場合を除き、裁判官によって許可されなければならない。緊急の場合には、司法警察または検察官はこれを実行でき、裁判官に、ただちに、いかなる場合でも最長 24 時間以内に、実行された行為、その実行方法およびその結果を通知する。管轄裁判官は、また、理由付きで、傍受が取り決められた後 72 時間内にそのような行為を取り消すか追認する。

④ 本条の前数項に規定される措置を不可欠とする正当な憲法上の利益が認められる緊急のケースでは、司法警察は押収された装置に含まれるデータの直接検査を実施でき、管轄裁判官に、直ちに、いかなる場合でも、最長 24 時間以内に、その措置の採用を正当化する理由、実施された行為、その措置が講じられた方法とその結果を明記して、通知する。管轄裁判官は、また、理由付きで、措置が取り決められた後 72 時間内にそのような行為を取り消すか追認する。

⑤ 捜査を担当する当局および警察官は、コンピューターシステムの動作を、または、そのコンピューターシステムに含まれるコンピューターデータを保護するために適用される方法を知る者に対し、影響を受ける者に不当な負担を与えない条件で、必要となる情報を提供するよう、不服従の罪に陥る警告の下で、命令できる。

この規定は、被捜査者または被疑者、親族である理由で陳述義務を免除される者、および、第 416 条第 2 項に従い、職務上の秘密により陳述できない者には適用されない。

（本条の新設。2015 年）

第 9 節 コンピューター機器に関する遠隔捜索

第 588 条の 7 の a 前提。

① 管轄裁判官は、コンピューター、電子機器、コンピューターシステム、大規模データ記憶装置またはデータベースのコンテンツの遠隔捜索を、遠隔オンライン方式で、その所有者やユーザーが知らないうちに、可能にする識別データとコードの

使用、および、ソフトウェアのインストールを、以下の犯罪のいずれかを捜査している場合に限り、許可できる：

- a) 犯罪組織による犯罪。
- b) テロ犯罪。
- c) 未成年者または裁判上の能力を欠く者に対して犯された犯罪。
- d) 憲法に反する犯罪、反逆罪および国防に関連する犯罪。
- e) コンピュータ機器あるいはその他の情報、電気通信または通信サービス技術を介して行われる犯罪。

② 捜索を許可する裁判所裁定では、以下を明記しなければならない：

- a) 措置の対象となるコンピュータ、電子機器、情報システムまたはそれらの一部、データストレージまたはデータベース用のコンピュータ媒体、データまたはその他のデジタルコンテンツ。
- b) 措置の範囲、訴訟に関連するコンピュータデータまたはファイルへのアクセスおよび押収に取り掛かる方法、および、情報管理に使用されるソフトウェア。
- c) 措置を実行する権限を与えられた警察官。
- d) 場合によって、コンピュータデータのコピーの作成および保存の許可。
- e) 保存されたデータの完全性を保持するために、また、アクセスされたコンピュータシステムの当該データへのアクセス拒否または抑制するために必要な措置。

② 遠隔捜索を実行する警察官が、探しているデータが別のコンピュータシステムまたはその一部に保存されていると信じる理由がある場合、裁判官にこの事実を知らせる。裁判官は捜査の条件の拡張を許可できる。

(本条の新設。2015年)

第 588 条の 7 の b 協力義務。

① 第 588 条の 3 の e に示されるサービスプロバイダーおよび人物、並びに、捜査の対象となるコンピュータシステムまたはデータベースの所有者または責任者は、捜査官に対し、措置の実行およびシステムにアクセスするために必要な協力を提供する義務を負う。さらに、収集されたデータおよび情報が検査および視覚化の目的物になり得るために必要な支援を提供する義務がある。

② 捜査を担当する当局および警察官は、コンピュータシステムの動作を、または、コンピュータシステムに含まれるコンピュータデータの保護に適用される方法を知る者に対して、捜査手続きの満足のいく結果に必要な情報を提供するように命じることができる。

この規定は、被捜査者または被疑者、親族である理由で陳述義務を免除される者、および、第 416 条 2 項に従い職務上の秘密により陳述できない者には適用されない。

③ 協力提供を要請される者は、当局から要請された活動について秘密を守る義務がある。

④ 本条第 1 項および第 2 項で言及される者は、第 588 条の 3 の e 第 3 項に規定さ

れる責任に服する。

(本条の新設。2015年)

第588条の7のc 期間。

この措置の期間は最大1月で、最長3月まで同じ長さの期間で延長可能である。

(本条の新設。2015年)

第10節 保全措置

第588条の8 データ保存命令。

検察庁または司法警察は、個人または法人に対し、コンピュータ記憶システムに収納されてその者の処分に置かれている具体的データまたは情報を、その譲渡について関連する司法許可が得られるまで、前数条の規定に従って、保存および保護するよう要求できる。

データは最大90日間保存され、譲渡が許可されるか180日が経過するまで1回だけ延長できる。

そうするよう要求された者は、この手続きの履行に協力し、秘密を守る義務があり、第588条の3のe第3項に規定される責任に服する。

(本条の新設。2015年)